

文化芸術振興費補助金
(人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業)
交付要綱

令和6年2月2日
文化庁長官決定

(通則)

第1条 文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業」における取組（以下「補助事業」という。）を実施するために必要とする経費を補助事業者に対して補助することにより、我が国の舞台芸術作品の収集及び保存を促進させるとともに、その利活用を通じた人材育成及び収益化を図り、もって我が国の文化芸術の振興に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 文化庁長官（以下「長官」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象経費、交付のための手続等については、この要綱に定めるもののほか、長官が別に定める補助要項によるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（別紙様式1）及び銀行口座情報（別紙様式2）を長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕

入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第5条 長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別紙様式3）を補助事業者に送付するものとする。
- 2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付申請書が長官に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 長官は、第1項の通知に際して必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

- 第6条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の取下げをしようとするときは、交付決定を受けた日から20日以内に交付申請取下書（別紙様式4）を長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

- 第8条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（別紙様式5）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
- (2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の総額の20%以内で変更する場合
- 2 長官は、前項の承認をする場合は、補助金変更交付決定通知書（別紙様式6）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 長官は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止・

廃止承認申請書（別紙様式7）を長官に提出し、その承認を得なければならない。

（事業遅延の届出）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延届（別紙様式8）を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（別紙様式9）を長官に提出しなければならない。

2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認の日）から30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せず国に会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（別紙様式10）を長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 長官は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別紙様式11）により補助事業者に通知するものとする。

2 長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場

合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別紙様式12)を長官に提出しなければならない。

2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第13条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35条)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 長官は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合は、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第18条 補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他長官に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第19条 長官は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項については、長官が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年2月2日から施行する。

様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

所在地

代表者氏名

（押印省略）

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化
推進支援事業）交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和
30年法律第179号）第5条及び文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術
デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 事業の名称

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 補助金申請額 金 円

※別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること。

様式2（第4条関係）銀行口座情報

住所 〒 _____ _____
名称 _____
代表者役職名、氏名 _____

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります

振込先口座（注意：国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません）

カナ 口座名義 ※通帳に表記されているカナ口座名義を記入	
--	--

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名		支店名	
金融機関コード ※"0"を省略せずに 必ず4桁で記入		店舗コード ※"0"を省略せずに 必ず3桁で記入	
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段 預金のいずれかを記入		口座番号 ※必ず7桁で記入。 7桁未満の場合は、頭に "0"を付けて7桁にすること。	

ゆうちょ銀行（通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入）

例) 記号 12340-1 → 234 の部分を記入（1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要）

番号 12345671 → 1234567 まで記入（8桁目の1は固定なので記入不要）

ゆうちょ銀行	記号	1		0	
	番号				1

担当者役職名、氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

※2 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

様式3（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

（補助事業者名）

文化庁長官（公印省略）

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化
推進支援事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付け文書で申請のあった文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に
向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び文化芸
術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付
要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したの
で通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 年 月 日付
けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書に記載された事業計画書とする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場
合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額（債務の確定した支出予定額を含む）の合計額
と補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業は、令和 年 月 日までに完了しなければならない。
- 5 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱等の
規定に従わなければならない。

様式4（第6条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化
推進支援事業）交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条及び文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付要綱第6条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 令和 年 月 日
2. 補助金の交付の申請の取下げを希望する理由

様式5（第8条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化
推進支援事業）計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた文化芸術振興費補助金（人材育成・
収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）の額について、下記のとおり事業
の内容を変更したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた
舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付要綱第8条第1項により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更後の交付申請額 円
- 4 差引増減額 円
- 5 変更の理由

6 変更後の内容 (単位：円)

変更後の 補助対象経費 (A)	変更後の 交付申請額 (B)	既交付決定額 (C)	差引増減額 (D)=(B)-(C)
円	円	円	円

(注) 別紙として、当初の事業計画書の訂正したものを添付すること。

補助金変更交付決定通知書

（補助事業者名）

令和 年 月 日付け文書で計画変更承認申請のあった文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年 月 日付け第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

年 月 日

文化庁長官（押印省略）

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け文書（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	円
補助金の額	円
今回変更する補助金の額	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第3項から第5項までのとおりとする。

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

所在地

代表者氏名

（押印省略）

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化
推進支援事業）補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、
下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金（人材育成・収
益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付要綱第9条の規定により、申
請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止・廃止をする理由
- 3 事業の実施状況

様式8（第10条関係）

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

（押印省略）

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化
推進支援事業）補助事業遅延届

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、
下記のとおり所定の期間内に終わることが困難となりましたので、文化芸術振興費補助金（人材
育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付要綱第10条の規定に
より届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 遅延する理由
- 3 事業の実施状況

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

補助事業状況報告書

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日（予定）	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する 経費の状況	支出予算合計額	支出済額
	円	円
	備考	

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 (押印省略)

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）に係る事業の実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条及び文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
補助金の交付決定額 とその実績額	交付決定額 円 実績額 円 不用額 円

(添付書類)

- (1) 支出証拠書類（契約書、領収証等）
- (2) その他（収支計算書等）

様式 1 1 (第 1 3 条関係)

令和 年 月 日

(補助事業者名)

文化庁長官 (公印省略)

文化芸術振興費補助金 (人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化
推進支援事業) 額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律 (昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号) 第 1 5 条及び文化芸術振興費補助金 (人材
育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業) 交付要綱第 1 3 条第 1 項の
規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

確 定 額	金	円
精 算 額	金	円
返 還 額	金	円

令和 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

所在地

代表者氏名

(押印省略)

文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助金の額（交付要綱第 13 条第 1 項による額の確定額）	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円